

バリアフリー法・鳥取県福祉のまちづくり条例の概要

鳥取県では、高齢者、障がい者等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、私たち一人ひとりがその一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を実現するために、バリアフリー法に基づく「鳥取県福祉のまちづくり条例」を定めています。

○特別特定建築物と整備基準への適合義務

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物〔特別特定建築物〕で床面積0㎡以上の新築、増築、改築等の工事をする場合には、玄関の庇や扉を基準にもとづいて整備しなければなりません。その他、誰もが安全で快適に利用できるようにするため、規模に応じて出入口、廊下、階段、スロープ、エレベーター、トイレ、敷地内の通路、駐車場等を法及び条例の整備基準に適合させなければなりません。

○特別特定建築物と、廊下幅や敷地内通路などの基準が適用となる面積（※建築工事等を行う部分の面積）

用 途	工事部分の面積
特別支援学校、幼稚園、小中学校、高校、大学など	0㎡
各種学校、専修学校など	500㎡
病院	0㎡
診療所	100㎡
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	0㎡
集会場又は公会堂	0㎡
展示場	500㎡
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	100㎡
ホテル又は旅館	200㎡かつ10室
ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	1,000㎡
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	0㎡
共同住宅、寄宿舎又は下宿	1,000㎡
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	100㎡
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	100㎡

用 途	工事部分の面積
体育館（一般公共の用に供されるものに限る）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）、若しくはボーリング場	0㎡
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（上記のものを除き、かつ企業の福利厚生用のものを除く）	500㎡
遊技場	1,000㎡
博物館、美術館又は図書館	0㎡
公衆浴場	500㎡
飲食店	100㎡
クリーニング取次店又は質屋、貸衣装店その他これらに類するサービス業を営む店舗	100㎡
理髪店及び美容院	200㎡
郵便局、銀行	100㎡
自動車教習所又は職業訓練校	500㎡
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	0㎡
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	1,000㎡
公衆便所	50㎡

○適合証の交付

バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例整備基準に適合する特定建築物について、その所有者等から請求があり、その建物が整備基準に適合していると認められた場合には適合証を交付しています。